

フランスの高校「公民・法律・社会」学習指導要領（2010－2012 年版）

The programs of “*Éducation civique, juridique et sociale*” in high schools in France
(version 2010-2012)

大津尚志*・橋本一雄**・降旗直子***

OTSU, Takashi*, HASHIMOTO, Kazuo**, FURIHATA, Naoko***

解題

フランスにおいて、「公民・法律・社会（*Éducation civique, juridique et sociale*）」という教科が導入されたのは、1999 年からである¹。

2010 年からの高校改革²にあわせて、2010 年の 1 年生から実施の形で、新しい学習指導要領が国民教育省官報³に掲載されることとなった。そこでは、「共和国の価値と原理の習得」「知と実践の獲得」「生徒を、民主主義のなかで批判的理性を行使する、自由で、自律した市民とすること」⁴がいわれている。この教科の「すすめ方」としては、「興味に従ったテーマ設定」「インターネットの利用」「図書館司書との相談」「論拠づけられた討論⁵が推奨されていること」⁶などが挙げられている。その点で従前とは変わっていない。一方、後述するように、指導要領「学習内容」は変化している。

学習プログラムとしては、第 1 学年「法による国家」、第 2 学年「制度、政治・社会生活、国家と防衛」、第 3 学年「倫

理上の大問題に直面する市民」というテーマがかかげられ、さらに学年ごとに 3 ないし 4 の「テーマ」とそれぞれの「目的」「すすめ方」が明文化されている。以下にそれぞれについて訳出する。

なお、この学習指導要領が出た後の動向としては、2012 年 5 月の大統領選挙で社会党のオランドが当選し、政権交代が生じたことがある。それは、「教育改革」への動向を生じさせてもいる。エロー内閣、ペイヨン国民教育大臣のもとで、国民大討論、提言、そして法案提出にむけての動きが本稿執筆時（2013 年 1 月）では存在する。提言は数多くの部会において出されているが、エイリック・プレラが中心になってまとめられた「市民性の育成のための学校生活に関する 20 の提言」においては、「公民・法律・社会」は高等教育における政治科学の学習の準備段階という位置づけに、という提言がなされている⁷。これらに関しては今後の動向に注目するほかはない。

(1) 第 1 学年「法による国家」

(いずれも左欄は「目的」、右欄は「すすめ方」)

テーマ 1 法と社会生活	
法は、共同生活の規則を尊重させるためのものであるが、紛争を解決したり、紛争がおきないようにする、社会において人の協力をオーガナイズするための手段である。法は公法とその派生したもの（憲法、行政法、財政法）によるのと同様に、私法（民法、刑法、また商法、労働法）によって市民生活のなかで、日常において現れる。法と社会の関係は密接でさまざまである。社会は法の範囲に影響を与え、法を進化させる。しかし法は社会の変化に貢献をもする。	このテーマは教育共同体における高校生の権利と義務について考えることから始められる。次のうちから選択した 2 つのテーマの場面から追及される。 －公法の領域（国籍法、外国人に関する法、収用法など）。 －特別な状況に適用される規則である民法の領域から（婚姻、PACS（民事連帯契約）、親権、財産など）。 －労働法の領域から（労働契約、スト権、未成年の労働など）。
テーマ 2 市民と法律	
法律は規範となる。法律は憲法の範囲内で、政治団体の意思の表現であり、民主的な討論が行われる議会内の審議の結果であり、社会の関心事であり切望である。法律を尊重	このテーマは 2 つの学びの場面から出発して始めることができる。 －第一には、共和国内で有効である法律の条文にもとづき、

* 武庫川女子大学（Mukogawa Women's University）

** 上田女子短期大学（Ueda Women's Junior College）

*** 東京大学大学院生／日本学術振興会・特別研究員（Postgraduate Student, The University of Tokyo/ Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science）

<p>することは、いったん有効となり公布されれば、その規範とそれ自身への合意に基礎づけられる。</p>	<p>成立の行程と、採択に先立つ公の、議会の議論をたどることである。(1905年の政教分離法、1910年の労働社会系法律、1944年の婦人参政権法、1981年の死刑廃止法など) ー第二には、法律ができる進行中の社会的、政治的議論を扱うことである。この議論は、共和主義の枠組み(憲法の原理)やヨーロッパ・国際的環境問題に位置づけなおされる。</p>
<p>テーマ3 市民と司法</p>	
<p>司法は市民の権利を尊重することを保障する。それは、和解や謝罪をさせるために保護し、処罰し紛争を調停する。司法に訴えることが頻繁化することは、社会の期待を示し、その機能についての議論を助長し、制度の現代化へと導く。</p>	<p>このテーマは司法組織の紹介から始められる。次いで、2つの学びの場面が設定される。 ー過去あるいは現在の裁判上の大問題を思い起こし、対審による手続き、推定無罪、弁護をうける権利、不服申し立て、といったことへとつなげる。 ー少年司法を、投獄か再教育かという議論の歴史的観点ともむすびつけて、刑罰と司法官による法律の解釈の変化を説明する。</p>

(2) 第2学年「制度、政治・社会生活、国家と防衛」

<p>テーマ1 (必修) 共和国の制度</p>	
<p>「フランスは、不可分で、脱宗教的な、民主的かつ社会的な共和国である」。他の民主的な国家のように、フランスは基本的な諸自由を保障するとともに、専制からの保護と権力の分立、政治的、社会的な多元性を保障する。 第5共和制は、5年任期の国民議会の多数意思にもとづいて統治されるものではなく、やはり5年任期の、国民からの直接選挙によって選ばれた大統領の(権限の)優越の下での安定した政治体制である。 憲法は、共和国の最高法規である。それは、権力を位置づけるとともに、国会(国民議会、元老院)と行政権(大統領および政府)との関係を制定する。憲法院の審査の下、すべての法律は、憲法とそれが擁護する民主主義の原則に適合していなければならない。 フランスは統一国家であるが、地方分権法は、地方公共団体(コミューン、県、地域圏)に権限を分配し、新たな責任をそれらに課す。 EUへの参加は、共同体における権利を考慮し、国内法を整備してその権利を確立していくことを意味する。</p>	<p>このテーマでは、教員の選択に応じて、以下のような提案にもとづいて制度の違いの本質を学習する場とすること。 ーリセの近くの地方公共団体(コミューン、県、または地域圏)によってもたらされる権利や政策の検討。 ー1958年以降の議論が対立している制度をめぐる大討論についての学習:例えば、普通選挙による大統領選挙、2008年の憲法改正など。 ーヨーロッパの2ないし3カ国における民主制の安定性に関する比較検討(例えば、フランス、イギリス、ドイツなど)により、フランスの相対的な特異性を考える。 ー大統領と政府との間の制度上の関係についての学習によって「国家」、「市民による政府」および「行政権」の概念について問題設定し、それについて考察する。</p>
<p>テーマ2 (選択) 代表と民意</p>	
<p>フランス共和国は代表制を採用している。コミューンから国レベルに至るまで、国民は、いくつかの段階で代表者を選出する(大統領、国民議会議員、地方公共団体の議会議員など)。選挙の手続きは政治的な場面に限らず、市民社会全体に及び、それは組織的な活動(組合や友好会など)と同様、労働界にも及ぶ(職業上の選挙)。 このような投票を介して「一般意思」が表明される。これには、国民全体または地方公共団体もしくは組織の構成員だけが関わるができる。選挙結果は多数決の原理の下、そこに参加するすべての人々を一様に代表する性格を持つものである。 政策討論およびその実践の重要な契機となる投票は、「世</p>	<p>このテーマでは、「世論」の表れ方やその方法について調べ、さらに、以下の中から一つもしくは複数についても着手する。 ー討議や意思決定の手続きおよび方法を踏まえ、公的な協調を生み出す過程(都市計画あるいは公共施設を設置するための討論など)。 ー世論の表れ方、メディアの影響、公的な当事者の役割を検討するため、とりわけ選挙の投票日における政治的生活の過程。 これらの2つのケースにおいて、「世論」または「民主的な討論」についての観念が、初めて哲学的に検討される。</p>

<p>論」という形になって表れる。その表れ方はさまざまであり、出版物やインタビュー（ラジオやテレビ）、請願書や宣言のほか、各種の調査結果であったりもする。民主主義の命運は、今後、選挙への投票と世論調査によって決定づけられる。選挙と世論調査との連携関係は隠れた論理として理解され、政策の実現に向けて効果を生み出す。</p>	
<p>テーマ3（選択） 政治的，社会的参加</p>	
<p>市民権を行使する経験は、選挙への参加に限ったものではない。民主主義において、参加の形はいくつもある。政党は民主的な組織の形態として特権を与えられた形態であり、多様な政党があることはその多様性の現実に必要な条件である。政党は権力を手に入れ、それを行使するという目的のために存在しており、その機能やその内部構成の形態、フランスの政治制度における現代的展開を分析することは重要である。</p> <p>政党は実現を目指すことなく政治的な影響力を行使する他の社会的組織形態とは異なる。組合は、組合の委託者の具体的、動議的利益を擁護するものであり、社会的民主主義の主要な担い手である。</p> <p>参加の形態に関しては、組織や連盟、様々な規模で動員を行う集団行動の新たな方法であるインターネット網を横断して、市民的、文化的、社会的な秩序の問題を表面化するものもある。</p>	<p>このテーマでは、参加の程度や態様に応じて、市民的、政治的、社会的な「参加」の観念について、生徒に省察させる。</p> <p>それは以下の検討が出発点となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> －参加の多様な形態を示すことで、文学的あるいは哲学的な論証を検討する。 －今日の政党や組合への加入状況およびそれへの姿勢について、様々な形態を学習する。 －政治的な討論，社会的な紛争，市民の動員といった具体的な事実をその問題点，当事者，それが呼び起こす行動の形態とともに検討する。
<p>テーマ4（必修） 国家，その防衛と安全保障</p>	
<p>国防は1980年代の末以降、戦争の状況と同様に平和の状況を変える世界の発展に対応して、重要な展開を遂げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> －市民間の新たな関係を想定した徴兵制の中断，軍隊の職業化，装備編成の高度化とその経費，国家の安全保障と防衛。 －防衛組織は国内に限定されるわけではない；とりわけヨーロッパ内の多国間条約もしくは協定の名の下，フランスは国際的な安全保障のための活動を行う。 －国境での多方面からの脅威と対峙する場面では，戦争と平和，あるいは，外部からの防衛と国内の安全という伝統的な対立関係はぼやけてしまう。 	<p>このテーマは、以下のいくつかのテーマの中から2つを選び、生徒が調べることから始めて分析を行う。問題について省察を行い、考えを深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> －潜在的な脅威，防衛安全保障の使命：当事者の増加（国家レベルあるいはそれ以外の），新たな脅威（テロリズム，海賊行為，破壊手段と武装集団の急増），国際的な防衛（軍事的，市民的，経済的および文化的）。 －防衛の方法：フランスの軍事力，同盟や国際的な防衛への参加（国連，NATO，EU），二国間協定など。とりわけ国の防衛との関係において，初めて「国際的な権利」の観念への哲学的なアプローチを行うことができる。 －国家，国内の安全と防衛：制度上の当事者の役割（行政，立法），市民の関わり（情報，防衛に関する仕事，予備軍，軍隊への女性の進出），進行中の議論。 －フランスの戦争と平和：国境の保護と外部の軍事行動；国際的な使命としての軍事力行使の正当化。この中では，「正義の戦争」という観念が初めて哲学的に検討される。

(3) 第3学年「倫理上の大問題に直面する市民」

<p>テーマ1 生命倫理</p>	
<p>人間の生命がまさに生命である限りにおいて、それを決定し得る、あるいは決定しなければならない規則とは何か。というのも、人間の生命は、事柄の自然な流れに沿って減少していくことはない。私たちは生まれ、生き、死ぬこと</p>	<p>このテーマは、問題のさまざまな領域を探究するために、いくつかのレベルで、多様な研究と議論が引き起こされ得る。</p> <p>次にあげる提案は、教員の自由な選択によって、例として</p>

<p>を繰り返す中で、様々な慣習や法律、あるいは理想が、私たちの営む暮らしを通して浸透していき、社会的な世界に定着していった。</p> <p>このテーマについては、「生命倫理」の複雑な観念について考えがまとめられ、それは60年代の流れの中から生み出された。この観念は当然、「倫理学」を参照させるが、人々は一般的に、倫理学とは行為の第一原則に関係があると考え。また、この観念は“道徳”をも参照させる。なぜなら人々は、道徳は生活習慣と関係があると思うからである。さらに、この観念は“法律”をも参照させるが、それは私たちが公的な観点からと同様に、私的な観点からも、人間の相互作用を法によって秩序立てなければならないということに認めるからである。最後に、この観念は“慣習”をも参照させる。それは、慣習というものが、法律の沈黙に対し、時には有効にとって代わることがあると、人々は思うからである。</p> <p>「生命倫理」の観念の複雑さと、それゆえその観念が包含する“問題”の複雑さは、したがって次の二つの事柄と関係がある。一方は、生命というものが果てしない観念の中に存在するという、すなわち生命の尊厳や、それが誰にも占有し得ないこと、そのかけがえのなさを知ることに関係がある、という問題である。他方は、それが様々な、時には互いに相容れない、規制方法を包含するという問題である。「生命倫理」のテーマについて学ぶこと、それはこのように、人が他者に及ぼすのと同様に、人が一般に生命（生命及び生物に対する人間の責任をめぐる問題や、それらを保存したり変容させたりする問題）に及ぼす、実質的であれば効果的な行為を背景とした、主に規範的な原則のもつれを解きほぐそうとする作業である。</p>	<p>記載されている。</p> <p>生命の始まり 生命の恵みは、今や倫理的、宗教的、社会的、技術的な次々となされる決定の中で取り上げられ得る。生を受けたいという欲望は、時に子どもを授かることのできない人によって表される。そういった人々が子どもを授かるために、どこまで身体を操作してよいのだろうか。</p> <p>患者、医者、治療機関 生きることとは、健康状態を心配し、時には病や痛み直面することである。たいていの場合、取るに足らないそうした経験は、厳格さの極めて深刻な段階に達する。ところが、病は客観的な生体の現象ではなく、一人の患者と“一人の”医師とだけではない、看護チームや施設との出会いを表す“人間的な”経験である。彼ら／彼女らの対話のルールとはどのようなものなのだろうか。事務的な規則を要求することや、法律を必要とすることがあるが、それぞれのメンバーに惜みない心配りをする手段を与え合ったり与え合わなかったりといった付き合いが求められることもある。このように、健康状態に関して個人的、集団的な責任を果たすことは、道徳に関するあらゆる広がりを持つ。</p> <p>死期 病のように、死は一般に、難しい技術的制度的仕組みの中で起こる。時に死は、痛みからの致命的な治療、あるいは治療を停止するといった決定を必要とする。また時に死は、臓器移植の可能性を開きながら、移植を待つ患者に希望を与える。しかし、どのように一つの生命をめぐる最後の終止符を決定すべきか。臓器の贈与を規制するための原則とはいかなるものか。同様に、そのような贈与をどのようにして生み出したらよいのか。</p>
<p>テーマ2 脱宗教的な共和国における信仰と文化の多元主義</p>	
<p>民主的な社会とは、社会の多様性を要求する、交流のある開かれた社会であり、歴史的起源や宗教的信条、社会状況の異なる人々を結びつけるものである。市民性は、主義として、共和国の統一性の中で、各々の対等な尊厳と、信仰や言論を尊重することを保障する。</p> <p>我々の脱宗教的な共和国を支配する原理は、教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律によって定められた。それは、国家の宗教的中立性や良心の自由、治安を乱さないことを条件として文化団体の裁量に属している場所、あるいは開放されている場所における礼拝の自由な実践とその集会を通じた祝賀行事について定めたものである。</p> <p>公的領域における多様性を受け入れることについて議論すること、すなわちアイデンティティに関する表現や文化的な表現の与えられるべき権利要求に応答することについて議論することは、一方で各々の自由を危険にさらし、他方で共和国の共有枠組を尊重することを危険にさらす。こうした議論は、市民性と国家の間の歴史的な関係の変化の状況下に組み込まれたものであり、それ自体は社会における新たな文化的価値基準の普及を助長するグローバル化の影響と結びついたものである。</p>	<p>このテーマは、多様な研究と議論が引き起こされ得る。次にあげる提案は、例として掲げられたものであり、他の取り組みを排除するものではない。</p> <p>脱宗教性（ライシテ）の歴史と現状 脱宗教性は、良心の自由と言論の自由の法的条件であり、事実上、フランス共和国の基礎概念である。それは政治史の結果であり、その特殊性はその分、将来、民主主義の全体の流れの中に位置づけられると理解されている。最近、学校に出された問題例は、公的領域と私的領域の関係について、教員と学習指導要領の中立性について、生徒と家族の義務について、といったものであり、これらによって、脱宗教性と社会、共和国の今日的な関係について考えるようになる。</p> <p>セクト主義と伝統主義の偏向 セクト主義的で不寛容な偏向は、権力、支配、及び賛同者らにつけ込むことの目的を隠蔽するために、哲学的で宗教的、治療的な見せ掛けを利用しながら、集団のすることであると懸念され得る。伝統的な原理主義と同様に、それにより不寛容になって相手を隔離するようになる。ひとたび現代フランス社会の中でそうした現象の実態や影</p>

	<p>響力が判断されると、人々はその時に使われているメカニズムや言説を検討する。例えば、それは何において民主的な自由を脅かし得るのか。どのような手段によって共和国はそれらを抑え、それらから守られるのか。</p> <p>共通文化と文化的多様性</p> <p>各々の文化的自由と共生要求を両立させることは、しばしば生じる問題である。市民性の実践は、共通文化を前提とする。そこで、言語に関する例が取り上げられ得る。アメリカは18世紀末以降、アメリカ領土における言語的統一を実現するために闘ってきた。</p> <p>今日、言語的な均衡が大きく変容し、十数個足らずの言語が幅を利かせる一方、英語の主導権が明確にされる世界において、マイノリティの言語と地方言語への愛着の問題は、別な形で生じ得る。言語と経済との関連、あるいは言語と民主主義との関係は、考慮に入れられるべきである。フランスにおいて言語に関する政治や実態を学ぶことは、歴史的観点から位置づけ直されながら、文化の統一性と多様性についての熟考に導くことを可能にする。</p>
<p>テーマ3 お金と社会</p>	
<p>お金は「全面的な社会的事柄」であり、いわば経済的社会的な生活の中に偏在する現象である。というのもそれは、資本や財産、賃金、貯蓄といった、とにかく最も広い意味のことを指し示すからである。もしお金が経済理論において中立的な道具としてしばしば存在するならば、それでも私たちはもっぱら功利的な目的から、お金を検討することはできない。お金の功利的な目的とは、交換を促し、度量測定器としての役目を果たし、価値を定めることである。言い換えれば、お金はどこまでも“倫理的に”考えることの範疇に収まるものである。</p> <p>社会におけるお金の役割は多元的である。その役割は、お金を使用する人々のその取得状況から生じる。お金の取得については、人々は仕事の報酬すなわち賃金を生み出すことと、生産的な財産の増大あるいはまた（家賃や有価証券からの収入といった）所有地からの収入とを区別する。こうした習慣があるために、お金は財産やサービスを手に入れる手段であると考えられ、その人の（これ見よがしの消費によって）社会的地位を見せつけるのに役立つ、あるいはまた、最も変化に富んだ形で貯め込まれる理由がある。</p> <p>お金はまた、社会的なつながりを構成するものとしても考えられる。お金は社会的政治的共同体において信頼や不信を表す。お金と人間関係の質との関係は証明されており、お金は交換を促し、「風習を穏やかなものにし」（モンテスキュー）、自由の手段を構成する。</p> <p>それにもかかわらず、お金はまた、エゴイズムを発達させ、人間性喪失現象を生み出し、実質的で象徴的な暴力の形態を助長させてきた。</p> <p>結局のところ、権力の歴史において、お金はもともと近代国家の出現の頃から存在しており、そこには貨幣記号もなければ、中央行政も管理された人間関係もなく、ただ人格をもたない規則によって体系化された法に従っていた。同</p>	<p>「お金と社会」というテーマについてよく考えることは、次に掲げた例に基づいてなされ得るが、ここに掲げてあるものは他にいくつもある内の例にすぎない。</p> <p>お金と「金融のモラル改善」</p> <p>金融資本の危機は、繰り返し現れるやり方で社会の議論を助長する。これらの危機は、金融活動が、危険ではあるがますます儲かる活動の方へ、異議を唱えられる社会的有用性の方へと次第に移行したという事実には大半は起因している。今日、どのような言葉によって金融経済の規制に関する議論を進めたらよいのであろうか。</p> <p>お金と生活様式</p> <p>お金の価値づけは、それ自体の目的として、今後ますます社会関係に浸透する。一定の振る舞いによって、貨幣が時に絶対的価値となり、単に私たちの「お金との関係」を問うだけでなく、より根本的に私たちの社会的な選択を問い直す。消費社会の性質や、借金の問題、あるいは報酬の大きな隔たりなどについて、お金の社会的用法を掘り下げるために、いくつもの議論を進めることができる。</p> <p>お金と社会参加</p> <p>市場社会において、貨幣は時に、「それ自体のために必要とされ」、その手段の変容は結局のところ、交換を促進するというお金本来の機能を脅かし得る。社会参加に基づいた貨幣の使用を促進するために、世界各地に多くのイニシアチブが存在している。私たちは、マイクロ金融の例を地域通貨システム（SEL）の例や、あるいは「現代バンク」の例と比較し得るだろう。また私たちは同様に、慈善活動の例にも興味を持ち得るだろう。</p>

<p>時にお金は、やはり権力と支配を許している道具であった。</p>	
<p>テーマ4 暴力と社会</p>	
<p>暴力は、力やあらゆる他の手段によって、個人あるいは集団の身体的道徳的完全さに対するあらゆる侵害を明確にする。暴力はそれ自体、人間社会の日常的な出来事である。文明の努力は、暴力の拡大を制限し、紛争の予防手段や規制手段によって、それを抑制し続けてきたし、今もし続けている。そのことは、マックス・ウェーバーが、国家は「自己の利益のために『物理的合法的暴力の独占』を見事に要求する」ということを提案することができたという理由で、法と正義の本質的な機能である。</p> <p>私たちの社会では、非常に多様な形で暴力は同時にありふれており、その表象はメディアの中に偏在しているのであるが、それは耐え難いものになっている。そのレポートリーは実際に非常に多様で、例えば、私的領域（家庭）と同様に公共空間（街頭）にも関することである。暴力の観念は、区別されなければならない異なる性質の現象を混同する。ある侵害は、物理的な性質のもの（打撃や傷）であり、他のいくつかは象徴的なもの（侮辱、差別、屈辱）であり得る。</p> <p>というのも、暴力やその表象についての議論は、政治的社会的な生活の中でしばしば見かける。そうした議論は、ある歴史的な瞬間に社会の状況を理解することを可能にするという事実をそれによって示しながら、人文社会科学の多くの研究を活気づける。ゆえに、その現象の実態と不安の中で、個人的な責任と集団的な責任を考慮に入れることを学ぶことが重要である。</p>	<p>このテーマは、問題のさまざまな領域を探究するために、いくつかのレベルで、多様な研究と議論が引き起こされ得る。</p> <p>次にあげる提案は、教員の自由な選択によって、例として記載されている。</p> <p>暴力とスポーツ</p> <p>暴力のいくつもの形がここでは機能している。格闘技（ボクシング、空手、柔道）と集団的スポーツ（サッカー、ラグビーなど）は、競技を制度化し規制する。競技場においては、サポーター集団は、その攻撃性から、他の集団に対して実際に攻撃することがあり得る。暴力は今や、スポーツのまさにその世界の中で、その主役に向かって、とりわけドーピング現象を伴って行使され得る。スポーツの実践についてよく考えることは、要するに、スポーツが維持する私たちの社会との関係を理解することを可能にする。</p> <p>暴力と青少年</p> <p>非行という非市民的な振る舞いの現象によって、しばしば青年期の若者の暴力的な行為に注意が集まる。そのことは、若者がしばしば暴力の最初の犠牲者であるということのを忘れさせ、そこでの暴力は特に、学校環境にも及び金銭要求の様々な形態による暴力である。今日、私たちの社会の中で、若者がどのように暴力にさらされるのかは、伝統的な社会において通過儀礼として暴力をふるうことを許された、その役割の歴史的観点から明らかにされなければならない。そのことは、しばしば社会的文化的決定因子や制度、家族、個人をめぐる各々の役割についての議論を可能にする。</p> <p>暴力と労働</p> <p>労働は生活の基本であり、したがって社会的な現実の基本であり続ける。それは個人のアイデンティティを規定することに寄与し、自尊心に関与する。さらに労働は、やはり収入と権利を与え、最終的には個人的集団的存在の大部分を構成する。失業経験が社会的暴力の一形態として体験され得るということは、まさに労働が人間の本質的な活動として現れる限りにおいてである。同様に、仕事上の社会心理的なリスク（ストレスやハラスメントなど）を考慮に入れることは、労働団体とそれを経験する個人間の関係に認められた、ますます重要性の増すサインとして考えられる。</p>

<付記1>

本稿作成に当たっては、解題、第1学年の部分を大津が、第2学年の部分を橋本が、第3学年の部分を降旗が主として担当し、全体の調整を主として大津が行った。

<付記2>

本研究は、平成23～26年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「戦後フランスにおける市民的価値教育に関する歴史的、学際的研究」(研究代表者、大津尚志、研究課題番号23531229)の一部である。

— 註 —

- 1 1999年版学習指導要領などについて詳しくは、大津尚志「フランス高校教育段階における『公民・法律・社会』科の理論と方法」(『社会科教育研究』第99号, 2006年, pp. 34-41.)
- 2 *Le Nouveau Lycée*, 2011,
http://www.education.gouv.fr/archives/2011/nouveau-lycee/docs/MEN_LYCEES2011_net.pdf (2012年12月22日最終確認) なお、カリキュラムの面では「個別随伴学習 (accompagnement personnalisé)」の時間が週2時間割り当てられたことがある。
- 3 B.O. special 9 du 30 septembre 2010, B.O. 21 du 26 mars 2011, B.O. special 8 du 13 octobre 2011.
- 4 B.O. special 9 du 30 septembre 2010, B.O. 21 du 26 mars 2011.
- 5 ここでいう「討論」は、日本で通常いわれるディベートのように勝ち負けをつけるものではなく、「発表と質疑」の形式に近い。
- 6 B.O. special 9 du 30 septembre 2010, B.O. 21 du 26 mars 2011.
- 7 Eirick Prairat, *Une vie scolaire qui promeut la citoyenneté. 20 propositions. Rapport de l'atelier citoyenneté pour la concertation Refondons l'école de la République. (document de travail non publié), 2012.*